

法違反魚種及び指導対象魚種

魚種名	毒成分	根拠	措置
オニカマス	シガテラ	国通知	販売禁止 (6条違反対象)
オオクチイシナギ	ビタミンA過剰摂取	国通知	肝臓を除去して販売 (肝臓は6条違反対象)
バラムツ	ワックスエステル	国通知	販売禁止 (6条違反対象)
アブラソコムツ	ワックスエステル	国通知	販売禁止 (6条違反対象)
貝類	麻痺性貝毒 (4MU/1g)、 下痢性貝毒 (0.16mgOA 当量/1 kg)	国通知、 都通知	販売禁止 (6条違反対象)
トゲクリガニ、イシガニ	麻痺性貝毒 (4MU/1g)	国通知	販売禁止 (6条違反対象)
アオブダイ	パリトキシン様毒	国通知、 都通知	販売自粛又は喫食しない よう指導 (肝臓の喫食により事故 発生の恐れ)
ホシゴマシズ、ゴマシズ等	ジアシルグリセリル エーテル (推定)	国通知、 都通知	販売の自粛を指導
キンシバイ (巻貝)	ふぐ毒 (テトロドトキ シン)	国通知	販売の自粛を指導
ナガヅカ (ワラヅカ)、 タウエガジ	ディノグネリン	都通知	卵巣を除去して販売する よう指導
エゾボラ、エゾボラモドキ、ヒ メエゾボラ、ヒメエゾボラモド キ、スルガバイ、アヤボラ、シ ライトマキ等肉食性の巻貝 (通 称ツブ)	テトラミン	都通知	唾液腺を除去して喫食す るよう指導
アカマダラハタ、バラハタ、バ ラフエダイ、ヒメフエダイ、オ ジロバラハタ、マダラハタ	シガテラ	市衛検通 知	販売の自粛を指導
カスミアジ (体長 30cm 以上)、 イッテンフエダイ、ドクウツ ボ、ギンガメアジ (体長 30cm 以上)、ムネアカクチビ、イト ヒキフエダイ、キツネフエフ キ、サザナミハギ	シガテラ	市衛検通 知	販売の自粛を指導
ソウシハギ	パリトキシン	市衛検通 知	販売の自粛を指導
オオメマトウダイ	ワックスエステル	市衛検通 知	加工用 (魚肉ねり製品の原 料、乾燥品、塩漬等) に使 用するよう指導
ボウシュウボラ	ふぐ毒 (テトロドトキ シン)	市衛検通 知	中腸腺を含む内臓を除去 して販売するよう指導